

犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ ～徳島県犯罪被害者等見舞金制度のご案内～

徳島県では、殺人など故意の犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担を軽減し、日常生活や社会生活の早期回復を支援するため、見舞金を給付します。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

①対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（令和8年4月1日以後に行われた犯罪行為（過失による行為を除く）に起因する犯罪被害に限ります。）

②見舞金の種類・給付額・給付対象者

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する方（やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住していた場合は、県内に居住していたことが書類により客観的に確認できる方）

○遺族見舞金 60万円

＜給付対象者＞

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族であって、犯罪行為が行われた時に県内に住所を有する第1順位遺族（以下の①～⑪の遺族のうち、最も数字の小さい遺族）

- ①犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（徳島県パートナーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。）を含む。）
- 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 2に該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹
（注）○内数字は、給付を受けられる遺族の順位
（注）第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることはできません。

○重傷病見舞金 30万円

＜給付対象者＞

犯罪行為により、重傷病（療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者ご本人

○精神療養見舞金 5万円

＜給付対象者＞

特定の犯罪行為によって、精神疾患（療養の期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者ご本人

（注）特定の犯罪行為・・・殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）

③給付がされない場合

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に婚姻関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（徳島県パートナーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。）を含む。）又は3親等以内の親族関係があったとき（犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。）
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき
- 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団又は暴力団員のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であったとき
- 見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき 等

④申請に必要な書類

申請様式及び申請に必要な添付書類については、徳島県のホームページをご確認ください。

下記のQRコードから、徳島県犯罪被害者等見舞金給付要綱、申請様式等がダウンロードできます。



⑤見舞金給付決定の取消し・返還

- 給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段により給付決定を受けたと認めるときは、給付決定が取り消されます。
- 給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されているときは、定められた期限内に返還しなければなりません。

⑥申請方法・申請期限

（申請方法）申請窓口宛て郵送又は直接ご持参ください。

（申請期限）当該犯罪被害を知った日から2年以内
犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。

<申請窓口> 徳島県生活環境部消費者政策課 くらし安全担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-2287

メール shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

※午前9時から午後5時まで

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）



<相談窓口> 公益社団法人徳島被害者支援センター

〒770-0868 徳島市福島1丁目1番13-101号

TEL 088-678-7830

メール sodan7830-tokushima@carol.ocn.ne.jp

※月・水～土曜日 9:00～16:00

（火曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

★制度の利用には、上記以外にも必要な要件があるため、申請前のご相談をお願いします。